備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のうち当該区域に含まれない道路の区間並びに側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十六　情報本部小舟渡通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
新潟県新発田市	小舟町三丁目二番地十二	新潟県新発田市	桑ノ口、小舟町及び中谷内（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		新潟県北蒲原郡聖籠町	大字上大谷内、大字道賀新田及び大字丸潟（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十七　情報本部美保通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
鳥取県境港市	渡町二十一番地	鳥取県境港市	三軒屋町及び渡町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
			幸神町（次の図面に示す部分に限る。）、小篠津町（次の図面に示す部分に限る。）、三軒屋町、誠道町（次の図面に示す部分に限る。）、高松町（次の図面に示す部分に限る。）、竹内町（次の図面に示す部分に限る。）、中海干拓地（次の図面に示す部分に限る。）、新屋町（次の図面に示す部分に限る。）、森岡町（次の図面に示す部分に限る。）、夕日ケ丘一丁目及び二丁目並びに渡町（次の図面に示す部分に限る。）
		鳥取県境港市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域のうち陸域以外の区域
			一　北緯三十五度二十九分五十三秒、東経百三十三度十三分三十四秒の点 二　北緯三十五度二十九分五十一秒、東経百三十三度十三分三十秒の点 三　北緯三十五度三十分三十七秒、東経百三十三度十二分三十秒の点 四　北緯三十五度三十分四十秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点 五　北緯三十五度三十分四十七秒、東経百三十三度十二分二十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

三百四十八　情報本部太刀洗通信所

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	
福岡県朝倉郡筑前町	福岡県朝倉郡筑前町	福岡県朝倉郡筑前町	下高場千三百七十六番地二
			下高場及び東小田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		福岡県朝倉郡筑前町	上高場、四三嶋、篠隈、下高場、長者町、当所、東小田及び安野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）